

電子申請のご案内

手続名：雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）

本手続の電子申請につきましては、以下にご留意の上、提出して頂きますようお願いいたします。

1 届出方法

- (1) 本手続は、画面に表示された操作の手順に従って、届出してください。詳しい操作方法等については、**e-Gov**電子申請システムご利用の手順とご注意等をご覧ください。
- (2) 本手続の届出書には電子署名を付与する必要がありますので、「3 電子署名について」をご覧くださいの上、必要な電子署名を付与してください。
- (3) 事業主は、この届出書を、雇用する労働者が被保険者でなくなったことについて、その事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければなりません。

本手続には添付書類等が必要ですので、「4 添付書類等について」をご覧ください。なお、添付書類の省略ができる場合があります（4（7）参照）。
- (4) 本手続の届出書の提出先は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（事業所の所在地を管轄する出張所又は分室がある場合は、当該出張所又は分室）です。ただし、あて先の選択リストに事業所の所在地を管轄する出張所又は分室が表示されない場合は、当該出張所又は分室では本手続に係る事務を行っておりませんので、当該出張所又は分室の本所である公共職業安定所あてに提出してください。公共職業安定所の管轄区域及び所在地については、「5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内」のリンク集から厚生労働省ホームページをご参照ください。
- (5) 届出書の送信後、届出書の内容等について公共職業安定所の担当者から電話等によりお問い合わせをすることがありますので、予めご承知おきください。また、**e-Gov**電子申請システムのコメント一覧に、公共職業安定所の担当者からの連絡事項等を表示することがあります。その際は、**e-Gov**電子申請システムより電子メールが送付されますので、内容をご確認ください。
- (6) 電話等によるお問い合わせだけでは、届出書の記載内容の事実確認ができないと公共職業安定所の担当者が判断した場合は、公共職業安定所にご来所いただく場合がありますので、その場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- (7) 届出書に不備がある等の理由により受理できない場合は、処理状況を「手続終了」とし、不備内容等をコメント欄に表示いたしますので、必要に応じて再提出を行ってください。
- (8) 手続を終了した際は、**e-Gov**電子申請システムより電子メールが送付されますので、**e-Gov**電子申請システムにアクセスし、次の文書の電子公文書を取得してください。

- ① 雇用保険被保険者離職票-1・資格喪失確認通知書（被保険者通知用）
- ② 雇用保険被保険者離職票-2
- ③ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）
- ④ 雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）

電子公文書は以下の手順にて取得する事ができます。

1. e-Gov電子申請システムにアクセスしてください。
2. 状況照会画面にて到達番号と問合せ番号を入力し照会ボタンを押下してください。
3. 状況確認画面にて公文書一覧ボタンを押下してください。
4. 公文書一覧画面にて取得ボタンを押下してください。
5. ダウンロードメッセージ画面にてOKボタンを押下してください。

※ このうち①と②は速やかに被保険者に交付してください。③と④は届出に係る者の被保険者資格喪失後4年間は保管しておいてください。

2 届出書の入力について

(1) 届出書に入力する文字について

- イ 住所、氏名など漢字、かな及びカタカナで記入するものは、全角で入力してください。
- ロ フリガナは全角カタカナで入力してください。
- ハ 年月日など数字のみで記入するものは、半角で入力してください。
- ニ 外字（1バイト文字：JISX0201、2バイト文字：JISX0208（漢字については、第1水準漢字、第2水準漢字）以外の文字）は使用しないでください。

(2) 雇用保険被保険者資格喪失届の入力について

- イ 入力できる項目については、黄色の背景色を付けてあります。ただし、入力すべき事項のない欄は空欄のままとしてください。
- ロ 標題の「雇用保険被保険者資格喪失届」に予めチェックが付けてありますのでご確認ください。
- ハ 1欄には雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を入力してください。

なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、管轄の公共職業安定所にご連絡ください。

- ニ 2欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、管轄の公共職業安定

- 所にご連絡ください。
- ホ 4 欄は、被保険者でなくなったことの原因となる事実のあった年月日を入力してください。
- へ 5 欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を選択してください。
- (イ) 「1」に該当するもの
死亡、在籍出向、出向元への復帰等離職以外の理由
 - (ロ) 「2」に該当するもの
 - a 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
 - b 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
 - c 契約期間の満了
 - d 任意退職（事業主の勧奨等によるものを除く）
 - e a～dまで以外の事業主の都合によらない離職（定年等）
 - f 移籍出向（ただし、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの以外の出向は「1」
 - (ハ) 「3」に該当するもの
事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等
- ト 7 欄には、この届に係る者の 4 欄に入力した年月日現在の 1 週間の所定労働時間を入力してください。
- チ 8 欄には、この届に係る者の離職等に伴い、これを補充するため、この届書を提出する際に公共職業安定所の紹介その他の方法による労働者の採用を予定している場合は「有」を、予定していない場合は「無」を選択してください。
- リ 10 欄には、個人番号を入力してください。
- ヌ 「被保険者の住所又は居所」欄には、離職後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を入力してください。
- ル 「被保険者でなくなったことの原因」欄には、被保険者でなくなったことの原因を入力してください。
- ヲ 14 欄には、被保険者が外国人労働者の場合に、ローマ字氏名を在留カード順に入力してください。
- ワ 「公共職業安定所長 殿」の左側入力欄には、届出先となる公共職業安定所名を入力してください（提出先が出張所又は分室の場合でも、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（本所）名を入力してください。）。
- カ 社会保険労務士が社会保険労務士法第 17 条の規定により、届出書に付記を行う場合は、社会保険労務士記載欄の下の余白欄に付記すべき事項を入力してください。
- ヨ 「雇用保険被保険者氏名変更届」と同時に提出する場合は、次の欄にも入力を行ってください。

(イ) 9欄の「フリガナ」の欄は、全角カタカナで入力を行い、姓と名の間には全角スペースを入力してください。また、「キ」及び「エ」は使用せず、「イ」及び「エ」をご使用ください。

(ロ) 氏名変更年月日欄には、氏名が変更となった年月日入力してください。

タ 外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び在日韓国・朝鮮人等の特別永住者を除く。）の場合は、以上に加え14～18欄に、ローマ字氏名（在留カード記載順）、国籍・地域、在留資格、在留期間等を入力し、雇用対策法第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。

なお、派遣・請負労働者として、主として2欄以外の事業所で就労していた者については16欄に1を入力し、該当しない場合は2を入力のこと。

(3) 雇用保険被保険者離職証明書の入力について

雇用保険被保険者離職証明書の入力については、こちら<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/jigyounushi01.pdf>(PDFファイル)でご確認ください。

なお、当分の間、平成30年2月5日以降に離職した有期雇用労働者について、契約更新上限（通算契約期間や更新回数の上限を言います。）がある有期労働契約の上限が到来したことにより離職された場合で、次の①から③のいずれかに該当する場合

- ① 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不更新条項が追加された場合
- ② 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合
- ③ 基準日（労働契約法の一部を改正する法律の公布の日（平成24年8月10日）とする。）以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限がある有期労働契約の契約更新上限の到来（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限到来を除く。）により離職した場合。ただし、基準日前から、同一の事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限を設定していた場合を除く。

には、「⑦離職理由欄」は「3(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択した上で、「具体的事情記載欄（事業主用）」に①から③のそれぞれの事情により、「①上限追加」、「②上限引下げ」、「③4年6か月以上5年以下の上限」と入力し、加えて、「具体的事情記載欄（事業主用）」に「1回の契約期間○箇月、通算契約期間○箇月、契約更新回数○回」も入力してください。

なお、(12)賃金欄については、数字のみを記載して、「カンマ（,）」は入力しないでください。

3 電子署名について

この手続を電子申請により行う場合は、次の表に従い、必要な電子署名を雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書に付与してください。

(1) 雇用保険被保険者資格喪失届

必要な電子署名	必要条件	留意事項
---------	------	------

事業主の電子署名※	必須	<p>事業主が法人の場合は、法人の代表者の電子署名を付与してください。</p> <p>雇用保険被保険者関係届出事務代理人選任届により届け出た代理人が届出を行う場合は、同選任届により届け出た代理人の電子署名を付与してください。</p> <p>労働保険事務組合が届出を行う場合は、労働保険事務組合の代表者の電子署名を付与してください。</p>
社会保険労務士の電子署名	社会保険労務士が申請書の作成、社会保険労務士法第17条の規定に基づく付記、事務代理又は提出代行を行う場合	

(2) 雇用保険被保険者離職証明書

必要な電子署名	必要条件	留意事項
事業主の電子署名※	必須	<p>事業主が法人の場合は、法人の代表者の電子署名を付与してください。</p> <p>雇用保険被保険者関係届出事務代理人選任届により届け出た代理人が届出を行う場合は、同選任届により届け出た代理人の電子署名を付与してください。</p> <p>労働保険事務組合が届出を行う場合は、労働保険事務組合の代表者の電子署名を付与してください。</p>
被保険者の電子署名	必須	<p>被保険者に申請書の各欄の記載が事実と相違ないことを確認していただいた上、電子署名の付与を依頼してください。</p> <p>事業主が電子申請により本届出の提出を行う場合には、被保険者が確認したことを証明することができるものを当該証明書に係る届出と併せて提出することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。</p> <p>その場合、スキャナ取込により添付ファイルとして届出書と共に送信するか、又は現物もしくはコピーを郵送してください。</p>

社会保険労務士の電子署名	社会保険労務士が申請書の作成、社会保険労務士法第17条の規定に基づく付記、事務代理又は提出代行を行う場合	
--------------	--	--

※事業主が同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、事業主が指定した方の電子証明書の利用が可能となります。また、労働保険事務組合においても、労働保険事務組合の長が指定する者（同一労働保険事務組合の職員等とする。）の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、労働保険事務組合の長が指定する方の電子証明書の利用が可能となります。

なお、利用可能な電子署名を発行する民間認証局は、

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/dl/koyou-hoken.pdf>(PDFファイル)より確認できます。

4 添付書類等について

本手続は以下の添付書類等が必要です。各提出条件に該当する場合は、当該添付書類等を「電子申請の場合の提出方法」により提出していただきますようお願いいたします。

なお、添付書類等を郵送で提出する場合は、必ず「状況確認画面」を印刷して、添付書類等と共に郵送してください。複数の電子申請に係る添付書類等を一度に郵送する場合は、全ての電子申請の「状況確認画面」を印刷し、どの添付書類等がどの電子申請に係るものか判るようにしてください。

(1) 雇用保険被保険者資格喪失届の提出に係る添付書類

	添付書類等の名称	提出条件	電子申請の場合の提出方法	留意事項
1	資格喪失の事実、資格喪失日及び資格喪失の状況が確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類、雇用契約書、辞令、就業規則・労使協定等）	必須	スキャナ取込等により添付ファイルとして届出書と共に送信するか、又は、コピーを郵送してください。	

(2) 雇用保険被保険者離職証明書の提出に係る添付書類

雇用保険被保険者離職証明書の提出の際に必要な添付書類については、こちら<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/jigyounushi01.pdf>(PDFファイル)をご確認ください。提出方法については、スキャナ取込等により添付ファイルとして届出書と共に送信するか、又

は、コピーを郵送してください。

(3) 添付ファイルとして送付できるのは、次の形式に限りますので、次の形式に変換してご送付ください。

イ Word形式（拡張子：doc）

ロ 一太郎形式（拡張子：jtd）

ハ Excel形式（拡張子：xls）

ニ PDF形式（拡張子：pdf）

ホ JPEG形式（拡張子：jpg）

(4) 添付書類を添付ファイルとして提出していただいた場合、当該ファイルが公共職業安定所において正常に参照できない等の理由により、郵送等により再提出していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

(5) 提出していただいた添付書類等のみでは、届出書の記載事項の事実確認ができないと公共職業安定所の担当者が判断した場合等には、追加で添付書類等の提出をお願いする場合がございますので、その際にご協力くださいますようお願いいたします。

(6) 添付書類等を郵送で提出する場合は、届出書の宛先として指定した公共職業安定所（出張所又は分室）あてに郵送してください。この場合、添付書類画面で、該当添付書類の処理方法を別送で選択します。公共職業安定所の所在地については、「5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内」のリンク集から厚生労働省ホームページをご参照ください。

(7) 以下のすべての要件を満たす事業主については、添付書類を省略することが可能です。詳しくは、事業所を管轄する公共職業安定所（「5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内」参照。）にお尋ねください。

なお、照合省略が認められた場合であっても、事後に行う一定数のサンプリング調査にご協力いただくことがあります。また、照合省略を認めるに不適切な行為があった等の場合は、いったん認められた添付書類の省略が認められなくなることがあります。

イ 過去3年間にわたり、継続して30人以上の被保険者を雇用していること。

ロ 過去の取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、提出された届出の記載内容に信頼性が高いと認められること。この判断に当たっては、過去1年間を目安として、次の点を考慮する。

(イ) これまでに事務手続の処理に起因する不正受給等がないこと。

(ロ) 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

(ハ) 労働基準法に定める労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等を完備していること。

(ニ) 当該事業主に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

(ホ) その他公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応できる事業主であること。

5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内

公共職業安定所等の所在地及び管轄区域については、厚生労働省ホームページでご案内しておりますので、以下のリンクから、ご参照ください。

北海道	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/hokkaido.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/hokkaido.html
青 森	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/aomori.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/aomori.html
岩 手	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/iwate.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/iwate.html
宮 城	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/miyagi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/miyagi.html
秋 田	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/akita.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/akita.html
山 形	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/yamagata.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/yamagata.html
福 島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/fukushima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/fukushima.html
茨 城	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ibaraki.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/ibaraki.html
栃 木	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tochigi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tochigi.html
群 馬	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/gunma.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/gunma.html
埼 玉	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/saitama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/saitama.html
千 葉	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/chiba.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/chiba.html
東 京	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tokyo.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tokyo.html
神奈川	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kanagawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kanagawa.html
新 潟	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/niiyata.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/niiyata.html
富 山	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/toyama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/toyama.html
石 川	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ishikawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/ishikawa.html

福 井	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/fukui.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/fukui.html
山 梨	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/yamanashi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/yamanashi.html
長 野	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/nagano.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/nagano.html
岐 阜	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/gifu.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/gifu.html
静 岡	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/shizuoka.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/shizuoka.html
愛 知	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/aichi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/aichi.html
三 重	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/mie.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/mie.html
滋 賀	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/shiga.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/shiga.html
京 都	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kyoto.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kyoto.html
大 阪	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/osaka.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/osaka.html
兵 庫	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/hyogo.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/hyogo.html
奈 良	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/nara.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/nara.html
和歌山	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/wakayama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/wakayama.html
鳥 取	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tottori.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tottori.html
島 根	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/shimane.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/shimane.html
岡 山	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/okayama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/okayama.html
広 島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/hiroshima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/hiroshima.html
山 口	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/yamaguchi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/yamaguchi.html
徳 島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tokushima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tokushima.html
香 川	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kagawa.html#antei

	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kagawa.html
愛媛	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ehime.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/ehime.html
高知	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kouchi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kouchi.html
福岡	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/fukuoka.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/fukuoka.html
佐賀	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/saga.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/saga.html
長崎	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/nagasaki.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/nagasaki.html
熊本	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kumamoto.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kumamoto.html
大分	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/oita.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/oita.html
宮崎	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/miyazaki.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/miyazaki.html
鹿児島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kagoshima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kagoshima.html
沖縄	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/okinawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/okinawa.html